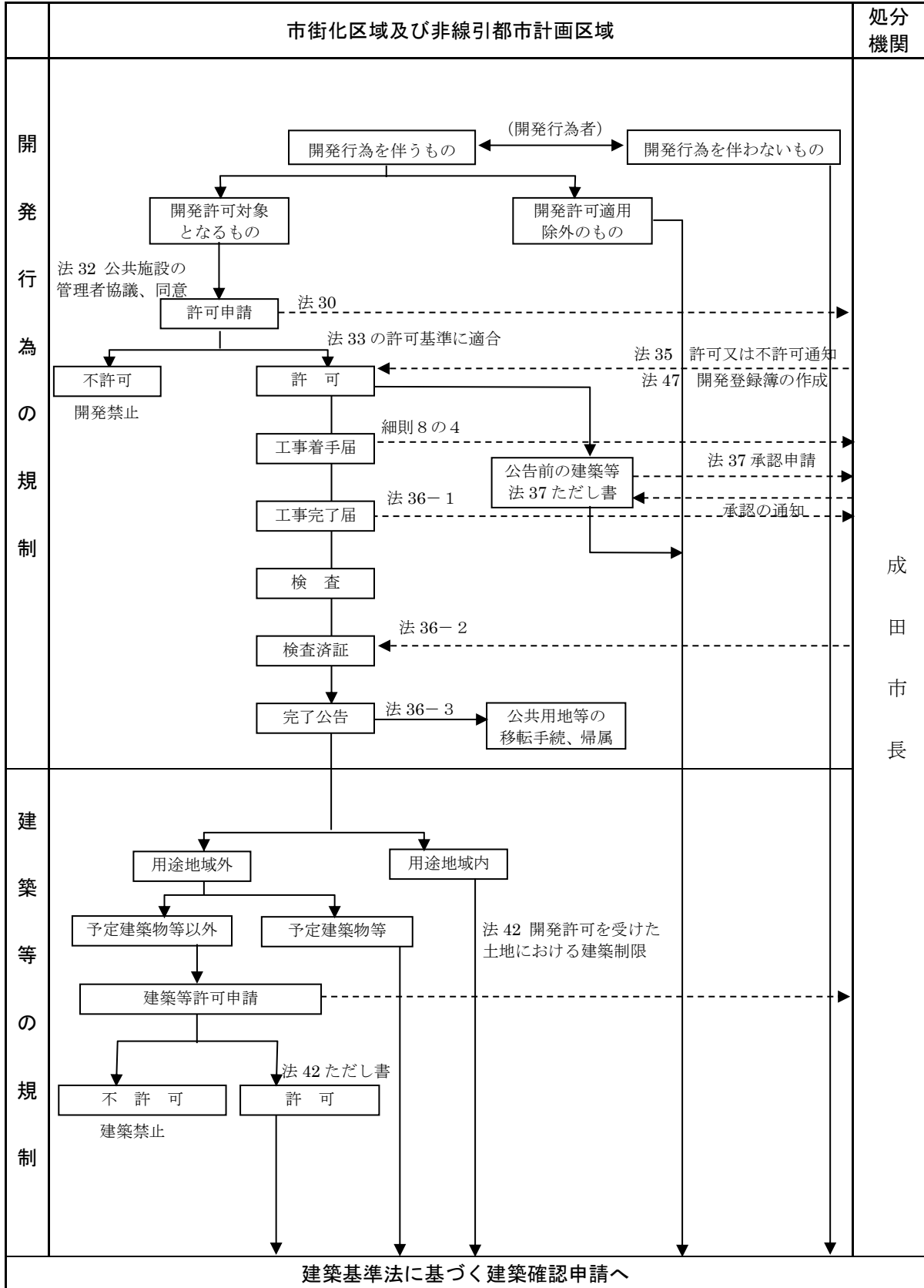


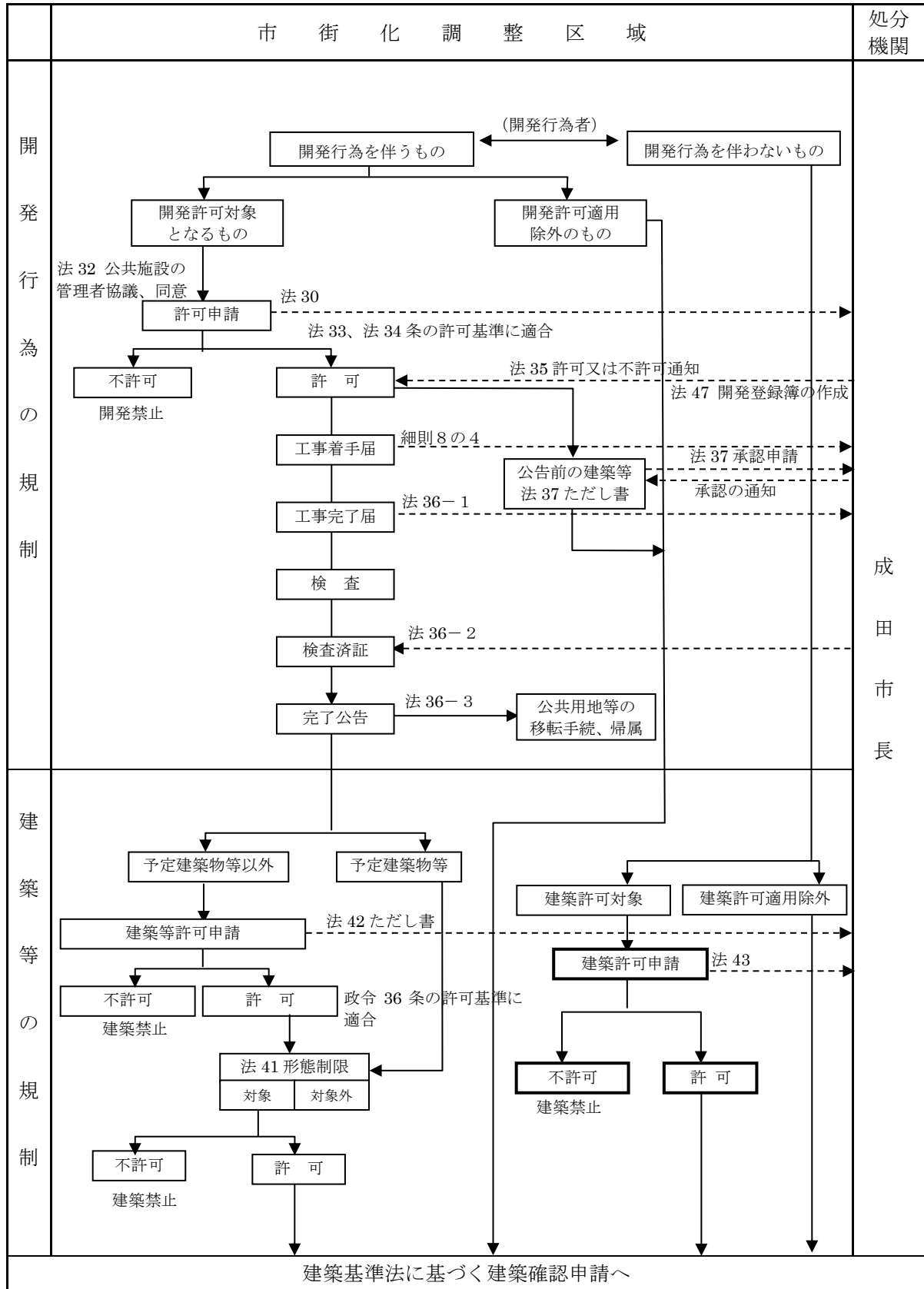
目 次

第2編 都市計画法（様式集編）	239
目次	239
1. 申請様式	
法第30条（開発行為等の申請フロー）	240
法第29条（開発行為許可申請様式）	242
法第35条の2（開発行為変更許可申請様式）	244
資金計画書	246
設計説明書	248
開発行為施行同意書	250
開発行為に関する工事設計者の資格申告書	251
工事着手届出書	252
開発行為に関する工事工程届	253
開発許可済みの標識	254
法第36条（工事完了届出様式）	255
法第37条（工事完了公告以前の建築承認申請様式）	257
法第38条（開発行為の廃止届出様式）	258
法第40条（公共施設用地の帰属申請様式）	260
法第42条（予定建築物以外の建築物許可申請様式）	263
法第43条（都市計画法第43条による建築許可申請様式）	264
法第44条・第45条（許可承継届出様式及び開発許可承継承認申請様式）	265
法第47条（開発登録簿閲覧申請及び写しの交付申請様式）	267
省令第60条（都市計画法適用除外証明申請書式）	268
（開発行為等に関する申告書）	269
2. チェックリスト等	
法第29条・35条の2（開発許可・開発変更許可）	271
法第36条（工事完了届出）	273
法第37条（工事完了公告以前の建築承認）	274
法第43条（建築許可）	275
省令第60条（都市計画法適用除外証明）	277
手数料一覧表（成田市手数料条例 別表第15）	279

■開発許可等の申請フロー
 〈市街化区域及び非線引き都市計画区域の場合〉



〈市街化調整区域の場合〉



別記様式第二(第十六条関係)

開発行為許可申請書

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 成田市長 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第 8 条第 1 項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第二の二(第十六条関係)

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第 29 条第 2 項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 成田市長 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第 8 条第 1 項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

第7号様式

開発行為変更許可申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
申請者
氏 名

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 法第34条の該当号及び該当する理由	
	7 そ の 他 必 要 な 事 項	
開発許可番号及び年月日	成田市指令第 号	年 月 日
変 更 の 理 由		
※ 受付番号及び年月日	第 号	年 月 日
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可番号及び年月日	第 号	年 月 日

備考

- ※印のある欄は記載しないこと。
- 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

第 10 号様式

開発行為変更届出書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
届出者
氏 名

都市計画法第35条の2第3項の規定により，開発行為の変更を，次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項	
2 変更の理由	
3 開発許可番号及び年月日	成田市指令第 号 年 月 日

備考 変更に係る事項は，変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

別記様式第三(第十六条関係)

資 金 計 画 書

1 収 支 計 画

(単位 千円)

科 目		金 額
収	処 分 収 入 宅 地 処 分 収 入 ○ ○ 補 助 負 担 金 ○ ○ ○ ○	
入	計	
支	用 工 地 事 費 整 地 工 事 費 道 路 工 事 費 排 水 施 設 工 事 費 給 水 施 設 工 事 費 ○ ○ 附 帯 工 事 費 事 借 入 務 金 利 息 ○ ○ ○ ○	
出	計	

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科 目 \ 年 度		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事 業 費					
	用 地 費					
	工 事 費					
	附 帯 工 事 費					
	事 務 費					
	借 入 金 利 息					
○ ○ ○						
借 入 償 還 金						
○ ○ ○						
計						
収 入	自 己 資 金					
	借 入 金					
	○ ○ ○					
	処 分 収 入					
	宅 地 処 分 収 入					
	○ ○ ○					
補 助 負 担 金						
○ ○ ○						
○ ○ ○						
計						
借 入 金 の 借 入 先						

その1 設計の概要

1 設計の方針							
2 土地の現況 (地目別概況)	区 分	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計	
	面 積						
	比 率						
3 土地利用計画	区 分	宅 地	公 共 用 地	未 利 用 地	そ の 他	計	
	面 積						
	比 率						
4 公共施設整備計画	区 分	道 路 敷 地	水 路 及 び 下 水 道 敷 地	公 園 及 び 緑 地 等 用 地	消 防 用 貯 水 施 設 用 地	ご み 収 集 場 用 地	そ の 他
	面 積						
	比 率						
	都 市 計 画 街 路				そ の 他 の 都 市 計 画 施 設		
5 計画内容							
6 摘要							

備考

- 1 面積は平方メートル、比率はパーセントを単位とする。
- 2 1欄には、造成計画及び公共施設整備計画の詳細を記載すること。
- 3 4欄の比率は、3欄の面積の合計に対する各公共施設の敷地面積の比率とする。
- 4 5欄には、開発行為により設置される建築物又は特定工作物の計画内容等を記載すること。
- 5 6欄には、開発行為により設置される公益施設(学校、保育所、幼稚園、官公庁施設、購買施設、医療施設)の用地の面積等を記載すること。

その2 公共施設の管理者等に関する事項

種 類	番 号	概 要			施 設 の 管 理 者	用 地 の 帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延 長(m)	面 積(m ²)			

備考

- 1 番号は、施設の種別別に付すこと。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載すること。
- 3 公共施設の摘要には、(新設)、(付け替え)、(拡幅)の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載すること。

第2号様式

開発行為施行同意書

『 』の施行に係る開発行為については、異議がないのでその施行に同意します。

所在及び地番	地目又は 工作物の種類	地積又は 工作物の延面積	権利の種類	同意年月日	同意権者の住所氏名	印	摘要

備考

- 1 『 』内には、許可申請者の氏名を記載すること。
- 2 同意権者とは、開発区域内に含まれる土地又は工作物の所有者、仮登記権者及び抵当権者並びにその他当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者並びに隣接土地の所有者等とする。
- 3 隣接土地の所有者を除く同意権者については、同意印の印鑑証明書1部を申請書正本に添付すること。
- 4 隣接土地の所有者の同意書は、開発行為施行上必要と認めた場合にのみ徴することとし、その印鑑証明書についても同様とする。
- 5 同意権者の同意を得られない場合には、別に疎明書を添付し、その旨を摘要欄に明示すること。

第3号様式

開発行為に関する工事設計者の資格申告書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
申告者
氏 名

次のとおり、設計者の資格について申告します。

1	設計者の氏名	フリガナ		年 月 日		
	及び生年月日					
2	最終学歴	(学校名)	(学部名)	(学科名)	年 月 卒業・中退	
3	連絡先	事務所電話番号(— —)		緊急連絡先(— —)		
4	資格・免許等					
5 実務経歴	(1) 職務経歴	会社又は事務所名	職務内容	期間	年数(年)	年数計(年)
	(2) 工事及び設計経歴	工事名	工事発注者名	工事施行場所	工事面積	実務内容

備考

- 1 申告者は、設計者が法人の従業員である場合は当該法人とし、その他の場合は設計者自身とする。
- 2 2欄及び4欄については、それぞれ当該申告事項を証する書類を添付すること。
- 3 5欄については、市長が必要と認めるときは、当該申告事項を証する書類を添付すること。

第11号様式

工事着手届出書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
届出者
氏 名

工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

1 開発許可番号及び年月日	成田市指令第 号 年 月 日	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 工事着手年月日		
4 工事完了予定年月日		
5 現場管理者 (工事施行者又は工事施行者の定めた者)	氏 名	
	連 絡 先	
	電 話 番 号	

別 記
様式その1

開発行為に関する工事工程届出書

年 月 日

(あて先) 成田市長

届出者 住 所
氏 名

許可番号・許可年月日	成田市指令第 号	年 月 日
開発行為施行者		
開発区域に含まれる地域の名称		
届出する工事の工程	工事の区分	工 程
摘 要		

別記様式第四(第二十九条関係)

工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 成田市長

届出者 住所
氏名

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日 成田市指令第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五(第二十九条関係)

公共施設工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 成田市長

届出者 住所
氏名

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事(許可番号 年 月 日成田市指令第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

工事完了公告以前の建築又は建設承認申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
申請者
氏 名

都市計画法第37条第1号の規定により, 開発行為に関する工事の完了公告以前の(建築・建設)の承認を申請します。

1 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	成田市指令第 号 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
2	開発行為に関する工事の進行状況	
3 建 築 又 は 建 設 の 概 要	(1) 建築又は建設をしようとする土地の所在及び地番	
	(2) 建築又は建設をしようとする土地の面積	平方メートル
	(3) 建築物又は特定工作物の構造及び規模	
	(4) 建築物又は特定工作物の用途	
4	工事完了公告以前に建築又は建設しようとする理由	

備考 2欄には, 整地工事, 排水施設工事, 道路工事, 擁壁工事等の区分により, 着手した工事について申請書提出の日における当該工事の完了又は工事中の別を記載すること。

別記様式第八(第三十二条関係)

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住所
届出者
氏名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日
成田市指令第 号)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第 31 号様式

申請取下届出書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
届出者
氏 名

年 月 日に提出した 申請を取り下げしますので、次のとおり届け
出ます。

1 土地の名称	
2 土地の面積	平方メートル
3 予定建築物等の用途	
4 取下げの理由	
5 その他必要な事項	

公共施設用地の帰属申請書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住 所

申請者

氏 名

開発行為が完了しましたので、都市計画法第40条第2項に基づき公共施設の用に供する土地の帰属登記の手続きをお願いします。

記

添付資料

1. 土地調査台帳
2. 登記原因証明情報兼登記承諾書
3. 印鑑証明書及び資格証明書
4. 公図の写し
5. 土地の登記事項証明書
6. 検査済証の写し
7. 完了公告の写し
8. 事前協議協定書（法32条協議）の写し
9. 開発区域区域図、求積図及び土地利用計画図

登記原因証明情報兼登記承諾書

一、不動産の表示 末尾記載のとおり

下記不動産、 年 月 日 都市計画法第40条第2項
の規定に基づき、 敷地として成田市に帰属しましたので所有権移転
登記されることに承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(あて先) 成 田 市 長

記

市町村名	大 字	字	地 番	地 目	地	積 m ²
成田市						

第 18 号様式

予定建築物等以外の建築物の建築又は特定工作物の建設許可申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
申請者
氏 名

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の(建築物・特定工作物)の(新築・改築・用途の変更・新設)の許可を申請します。

1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発許可を受けた際の予定建築物等の用途	
2	建築等しようとする土地の所在及び地番	
3	建築しようとする建築物, 用途の変更後の建築物又は新設しようとする特定工作物の用途	
4	3の用途が都市計画法第34条第1号から第12号までに掲げる建築物又は特定工作物のいずれに該当するかの記載及びその理由	
5	変更しようとする理由	

別記様式第九(第三十四条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第43条第1項の規定により、</p> <p style="text-align: center;"> 建 築 物 の 第一種特定 工 作 物 </p> <p> 新 築 改 築 用途の変更 の許可を申請します。 新 設 </p> <p style="text-align: center;"> 年 月 日 (あて先) 成田市長 許可申請者住 所 氏 名 </p>	<p>※手数料欄</p>
<p>1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p>	
<p>2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由</p>	
<p>5 その他必要な事項</p>	
<p>※ 受 付 番 号</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日 第 号</p>
<p>※ 許可に付した条件</p>	
<p>※ 許 可 番 号</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日 第 号</p>

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

第 23 号様式

許可に基づく地位の承継届出書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
届出者
氏 名 ㊟

都市計画法第44条の規定により許可に基づく地位を承継したので、届け出ます。

1 許可の概要	(1) 許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 許可番号及び年月日	成田市指令第 号 年 月 日
	(3) 区域の名称又は土地の表示	
2 届出前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
3	届出に係る承継年月日	年 月 日
4	承継の原因	

備考

- 1 1の(3)欄には、都市計画法第29条第1項の許可の場合は開発区域に含まれる地域の名称を、同法第43条の許可の場合は土地の表示(所在、地番及び面積)を記載すること。
- 2 この届出書には、相続による承継にあつては被承継者の除籍謄本及び承継者の戸籍謄本を、法人の合併による承継にあつては合併後の法人の登記事項証明書を添付すること。

開発許可に基づく地位の承継承認申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
申請者
氏 名 ㊟

都市計画法第45条の規定により，開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	成田市指令第 号 年 月 日
	(3) 開発地域に含まれる地域の名称	
2 申請前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
3 承認申請に係る権原を取得した年月日		年 月 日
4 取得した権原の内訳		

第2号様式

開発登録簿写し交付申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

住所

申請者

氏名

都市計画法第47条第5項の規定により，開発登録簿の写しの交付を申請します。

開発許可の概要	1	開発許可を受けた者の住所及び氏名			
	2	開発許可番号及び年 月 日	第 号	年 月 日	
	3	開発区域に含まれる地域の名称			
4		写しの交付部数			
5		申請理由			
※処理欄	交 付 年 月 日				※取扱者
	交 付 番 号				

備考 ※印のある欄は，記載しないでください。

開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
申請者
氏 名

都市計画法施行規則第60条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。

1 建築物の敷地となる土地の名称							
2 地 目 及 び 面 積	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">実 測</td> <td style="width: 50%; border: none;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">地目</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公 簿</td> <td style="border: none;">平方メートル</td> </tr> </table>	実 測	平方メートル	地目		公 簿	平方メートル
実 測	平方メートル						
地目							
公 簿	平方メートル						
3 都 市 計 画 法 の 適 合 条 項							
4 都 市 計 画 法 の 適 合 条 項 の 内 容							
5 開 発 行 為 の 有 無	有 ・ 無						
6 予 定 建 築 物 の 用 途 ・ 構 造 ・ 規 模							
7 農 地 法 に 係 る 手 続 の 状 況							
8 そ の 他 必 要 な 事 項							

開発行為等に関する申告書											
1 申告書提出年月日		年 月 日					7 建築 の 区 分	ア 新 築			
2 建築確認申請者 住所及び氏名								イ 用途の変更を伴う改築			
3 敷地となる土地を含む区域 の都市計画の区域区分		ア 市街化区域		イ 市街化調整区域				ウ 用途の変更を伴わない改築			
4 敷地となる土地の面積		m ²		8 建築(新築・改築・増築)床面積			m ²				
5 建築を行うために開発行為 を伴うことの有無		ア 伴う		イ 伴わない			9 用途の変更を伴う改築床面積				
6 開発行為を伴う場合の 開発区域の面積		m ²		10 建築物の用途							
11 敷地となる土地の表示	所 在			地 番		地 目		面 積			
								m ²			
12 都市計画法第二十九条または第四十三条に関する事項	(1) 市街化区域・調整区域・非線引区域共通	ア 都市計画法第 29 条第 3 号に規定する公益施設の建築			(2) 市街化区域・非線引区域	ア 市区画整理事業区域内における建築	(ア) 土地区画整理事業区域内				
		イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築					(イ) 工業団地造成事業区域内				
		ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築					(ウ) 新住宅市街地開発事業区域内				
		エ 公有水面埋立事業竣工許可前の土地における建築					(エ) 市街地再開発事業区域内				
		オ 非常災害のための必要な応急措置としての建築			イ 既存(従前)建築物の敷地における建築						
		カ 車庫・物置等附属建築物の建築			ウ { [1000 平方メートル(非線引区域)] } { 500 平方メートル(市街化区域) } 未満の造成地 (道路位置指定等)における建築						
		キ 開発許可を受けた造成地における建築									
	ク 住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築			(3) 市街化調整区域	ア 法第 43 条の許可を受けた建築物の建築						
					イ 開発行為を伴わない増築						
					ウ 用途の変更を伴わない改築						
(4) 市街化調整区域内		ア 農林漁業用住宅または政令第 20 条第 5 号の 90 平方メートル以内の農林漁業用建築物									
		イ 物品の販売等を行う 50 平方メートル以内の店舗、事業所等で業務用の面積が 2 分の 1 以下(開発行為を行う場合は、敷地 100 平方メートル以内)のもの建築(政令第 22 条第 6 号、第 35 条第 3 号)									
(5) { [非線引区域内] } { 市街化区域内 }		で(1)および(2)以外の { 1000 平方メートル } { 500 平方メートル } 以上の開発行為を伴う建築物の建築									
(6) 市街化調整区域内で(1)から(4)までに掲げる土地の区域以外の土地		における建築または(1)から(4)までに掲げる建築物以外の建築									
摘 要											
13 農地転用の許可または届出受理の番号および年月日											
※ 確 認 欄	上記事項につき確認したところ				1 都市計画法第 3 章第 1 節の規定に適合すると認める。 2 別途、市長の発行する証明書の添付を必要と認める。 3 都市計画法に基づく許可(第 条)を受ける必要を認める。						
	成田市開発許可担当課		課長	課長補佐		係長	係員	年 月 日			

備 考

- 1 この申告書は、都市計画法施行規則第 6 0 条に代えるものです。(12)の(4)欄については、別途証明書必要となる場合があります。
- 2 ※印のある欄は記入しないこと。
- 3 3・5・7 および 12 の欄は、該当するものの記号を丸で囲むこと。
- 4 12 の(4)欄に該当するものは、別途市長の証明書を受けてから、建築確認を受けることとなる場合があります。
- 5 12 の(6)欄に該当するものは、別途許可を受けてから、建築確認を受けること。
- 6 12 の摘要欄には、許可・認可・検査等、関係する手続きについて、番号・年月日等(開発許可にあつては、予定建築物、その他の条件等を含む。)必要な事項を記載すること。
- 7 この申告書の提出にあたっては、建築確認申請者自身で所要の事項を記載し、その記載事項について成田市開発許可担当課の確認を受けてから、建築確認申請書に提出してください。
- 8 非線引区域とは、市街化区域、市街化調整区域の指定のない都市計画区域をいう。

都市計画法第53条に関する申告書				1	提出 年月日	年 月 日
2	建築主の氏名 及び住所	氏名			住所	〒
3	建築物の敷地 所在及び地番	〒				
4	連絡先 住所氏名 電話番号	〒		氏名 []	TEL [- -]
5	主要部の構造 A 木造 B 鉄骨造 C C. B. 造 D その他 ()	6 建築の区分	A 新築 B 改築 C 増築 D 移転	7	敷地面積	. m ²
				8	建築面積	. m ²
				9	延べ面積	. m ²
10	都市計画施設の区域 内に含まれているか	A 敷地及び建築物ともに含まれていない。 B 敷地は含まれているが建築物は含まれていない。 C 敷地及び建築物ともに含まれている。 [都市計画施設名]	11	市街地開発事業の施行区域内に含まれているか	A 敷地及び建築物ともに含まれていない。 B 敷地は含まれているが建築物は含まれていない。 C 敷地及び建築物ともに含まれている。 [市街地開発事業名]	
12	10-Cまたは11-C に該当している場合 当該建築行為の内容	A 都市計画事業の施行として行う行為。 B 都市計画法施行令第37条で定める行為。 C 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。 D Aに準ずる行為として都市計画法施行令第37条の2で定める行為 E 都市計画法施行令第37条の3で定める行為。 F 都市計画法第53条第2項で定める行為。 G 都市計画事業の認可を受けた事業地内で行う行為。 H 上記以外の行為。				
確認欄	ア 10-A, Bまたは11-A, B → 都市計画法第53条の規定に無関係 イ 12-A, B, C, D, E → 別途都市計画法第53条に関する知事の証明を受ける必要がある。 ウ 12-F → 都市計画法第53条第2項に基づく協議が必要である。 エ 12-G → 都市計画法第53条第3項に基づき、同法第53条第1項の規定は適用しない。 オ 12-H → 都市計画法第53条第1項の許可を受ける必要がある。					
決裁	課長	課長補佐	係長	係員	決裁年月日	

都市計画法第 29 条開発許可申請(都市計画法第 35 条の 2 第 1 項 開発変更許可)チェックリスト①

申請者名				チェック者				
項	目	適	否	摘 要 欄		備 考 欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
1	開発行為許可申請書							有
2	委任状			<ul style="list-style-type: none"> 申請者以外が申請行為を代行する場合 正本副本それぞれ申請者朱肉で押印 		委任事項を記載		
3	設計説明書			<ul style="list-style-type: none"> 自己の住宅用の場合は原則として不要 				有
4	資金計画書			<ul style="list-style-type: none"> 自己の住宅及び 1.0ha 未満の自己業務用は不要 				有
5	資金計画書の添付書類			<ul style="list-style-type: none"> 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書 自己資金または借入金の調達が可能であることを証する書類(銀行からの借入れ証明書等) 				
6	開発行為施行同意書			<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内の土地または工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者等の実印による同意(正本には同意した者の印鑑証明(原本)を添付し、副本にはその写しを添付) 隣接地の所有者の同意(必要と認める以外は認印で可) 		(申請者と所有者が同じ場合も添付)		有
7	公共施設管理者同意書			<ul style="list-style-type: none"> 開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意(道路、水路等で財産権を有する者) 直接の利害関係を有する者の同意(水利組合等) 				
				<ul style="list-style-type: none"> 道路法第 24 条または 32 条及び、下水道第 16 条等の許可書の写し(申請時は、受付印のある申請書でも可) 				
8	公共施設管理者協議書			<ul style="list-style-type: none"> 開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者との協議経過を示す書類または函書等 事前協議協定書(法 32 条協議)の写し 				
9	申請者の資力及び信用に関する書類			<ul style="list-style-type: none"> 住民票等(受付日より3ヶ月以内で直近のもの) 法人の場合: 法人の登記事項証明書 個人の場合: 住民票 		(自己の居住用住宅または 1ha 未満の自己業務用の開発行為にあたっては住民票等で可) (法人の登記事項証明書については、現在事項全部証明書) (納税証明書については、その1からその3までとする)		
				<ul style="list-style-type: none"> 資産調書 法人の場合: 前年度の財務諸表 個人の場合: 資産に関する調書(名寄帳等) 				
				<ul style="list-style-type: none"> 納税証明(受付日より3ヶ月以内で直近のもの) 法人の場合: 法人税に関する納税証明書 個人の場合: 所得税に関する納税証明書 				
				<ul style="list-style-type: none"> 事業経歴書 				
10	工事施行者の能力に関する書類			<ul style="list-style-type: none"> 住民票等(受付日より3ヶ月以内で直近のもの) 法人の場合: 法人の登記事項証明書 個人の場合: 住民票 		(自己の居住用住宅または 1ha 未満の自己業務用の開発行為にあたっては住民票等及び工事経歴書で可)		
				<ul style="list-style-type: none"> 工事経歴書 				
				<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可証明書(受付日より3ヶ月以内で直近のもの) 				
11	設計者の資格を証する書類			<ul style="list-style-type: none"> 開発行為に関する工事設計者の資格申告書 資格、免許等の申告事項を証する書類(卒業証明書、免許書の写し、実務経歴証明書等) 		(1ha 未満の事業についても添付、この場合は申告事項を証する書面の添付は不要)		有
12	給水に関する書類			<ul style="list-style-type: none"> 公営水道により給水される場合は、水道利用計画協議書等(受付印のあるもの)の写し 		(自己の居住の用に供する場合は添付不要)		
13	土地の登記事項証明書			<ul style="list-style-type: none"> 開発区域に含まれる土地及び当該開発行為の工事に関する土地 正本には原本を添付 受付日より 3 ヶ月以内で直近のもの 				
14	農地転用許可申請書			<ul style="list-style-type: none"> 地目が農地で転用許可が必要な場合には、農業委員会の受付印のある転用申請書の写し 				
15	その他市長が必要と認める函書			<ul style="list-style-type: none"> 道路境界の確定できる函書 連たん図(法 34 条 11 号の場合) 				

都市計画法第 29 条開発許可申請(都市計画法第 35 条の 2 第 1 項 開発変更許可)チェックリスト②

※(注)設計図面には、設計者の氏名を記載しなければならない。

項	目	適	否	摘	要	欄	備	考	欄	申請者	チェック欄
設 計 図 面											
1	開 発 区 域 位 置 図			1/25000 都市計画図に位置及び方位を示す							
2	開 発 区 域 区 域 図			1/2500 地形図に区域及び方位を示す							
3	公 図 の 写 し			縮尺 1/500 以上 (1/600) ・開発区域区域内の地番を表示し、区域の境界を明示したものに各権利者を記入 ・調査日が受付日より 3 ヶ月以内で直近のもの ・調査者の氏名を記載すること							
4	現 況 図			縮尺 1/2500 以上 ・既存建築物がある場合には明示 ・地形、開発区域の境界・地盤高、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設等							
5	開 発 区 域 の 求 積 図			縮尺 1/500 以上 ・境界杭の種類及び周長を記載							
6	土 地 利 用 計 画 図			縮尺 1/1000 以上 ・開発区域の境界を朱線、開発区域の計画高、公共施設の位置及び形状、外構等、予定建築物の敷地の形状、公益的施設の位置等 ・境界線名、境界杭の種類及び周長を記載 ・予定建築物に関しては、配置のみを記載 ・接続道路名・幅員・建築基準法の位置付けを記載							
7	造 成 計 画 平 面 図			縮尺 1/1000 以上 ・開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配、宅地造成前後の地盤高、面積 ・切土・盛土は色分けすること							
8	造 成 計 画 断 面 図			縮尺 1/1000 以上 ・切土又は盛土をする前後の地盤高 ・断面箇所は造成平面図に記入すること							
9	道 路 縦 横 断 図			・各路線ごとの断面を示すもの、また、横断面については各幅員ごとの標準断面を示したもの							
10	排 水 施 設 計 画 平 面 図			縮尺 1/500 以上 ・排水、給水まとめて図示可							
11	給 水 施 設 計 画 平 面 図			・給水施設計画平面図は自己居住用の住宅建築の場合は不要							
12	排 水 関 係 縦 断 図			縮尺 1/500 以上 ・各排水系統毎の縦断を示すもので、マンホールの位置、勾配、計画高、土被り等を示したもの							
13	が け の 断 面 図			縮尺 1/50 以上							
14	擁 壁 の 断 面 図			縮尺 1/50 以上 透水路、水抜き、根入れ寸法							
15	消 防 水 利 平 面 図			縮尺 1/1000 以上 ・消防水利の種類別位置を表示したもの					自己居住用の住宅建築の場合は不要		
16	各 種 構 造 図			縮尺 1/50 以上 ・貯水槽、排水施設、給水施設、道路等の各構造を図示したもので、寸法、材料等を記入すること							
17	その他市長が必要と認める図面			・緑地図 ・建築物の平面図、立面図、求積図							
そ の 他 の 資 料											
1	構 造 計 算 書			・擁壁の安定計算(現地に設置する構造のもの)					躯体地上高 2m 以上の場合は中・大地震時必要		
2	安 定 計 算 書			・崖面の安定計算					土質試験等を添付		
3	水 理 計 算 書										
4	その他市長が必要と認める計算書										
5	地区計画への適格が確認できる資料										

都市計画法第 36 条第 1 項工事完了届出チェックリスト
 ※(注)設計図面には、設計者の氏名を記載しなければならない。

申請者名				チェック者			申請者 チェック 欄
項	目	適	否	摘 要 欄			
1	工事完了届出書			・別記様式第四 ・第 5 号様式(事前協議を行っている場合のみ)			
2	委任状			・申請者以外が届出行為を代行する場合 ・正本副本それぞれ申請者朱肉で押印			
3	開発区域区域図			1/2500 地形図に区域及び方位を示す			
4	確定測量図			縮尺 1/500 以上 ・境界杭の種類及び周長を記載(原則として、許可を受けた求積図とする)			
5	土地利用竣工図			縮尺 1/1000 以上 ・都市計画法第 29 条開発許可申請チェックリスト②と同様			
6	排水施設竣工図			縮尺 1/500 以上 ・都市計画法第 29 条開発許可申請チェックリスト②と同様			
7	工事写真			・施工前, 施工後(全景が分かるもの) ・施工後に外見から検査することが困難な部分の寸法及び施工状況等が分かるもの			
8	工事に関する品質を証する書類			・納入材料・製品の品質を証する書類等(出荷証明, 納入伝票等)			
9	施工の品質を証する書類			・現場採取したコンクリートの強度・地盤改良の強度・擁壁等構造物の支持地盤の強度を証する書類等			
10	電子データ (CD 媒体)			・設計説明書, 公共施設管理者同意書又は協議書, 開発区域区域図, 公図の写し, 求積図, 土地利用竣工図, 造成計画平面(断面)図, 道路縦断面図, 排水計画竣工図, 給水計画竣工図, 排水関係縦断面図, がけの断面図, 擁壁の断面図, 消防水利平面図, 各種構造図, 緑地図, 構造計算書, 安定計算書, 水利計算書等 ・PDF 形式とし, 上記の添付書類の名称と同じファイル名で作成し格納			
11	公共施設用地の帰属申請書及び添付書類一式			・公共施設用地の帰属申請書(様式有) ・土地調査台帳(様式有), 登記原因情報兼登記承諾書(様式有), 印鑑証明書, 資格証明書, 公図の写し, 土地の登記事項証明書(※分筆, 地目変更, 抵当権抹消等が必要), 事前協議協定書(法 32 条協議)の写し, 区域図, 求積図, 土地利用計画図			
12	その他市長が必要と認める図書						
[必要部数等] ・正本・副本 計2部 ※正本にはチェックリストを添付する。 ・電子データ(CD媒体) 正1部 ・公共施設用地の帰属申請書及び添付書類一式 正1部・副本2部 計3部							

関係各課の完了検査等状況

項 目	担 当 部 署	帰属の有無		許 可 等	完 了 届 等 提 出 検 査 (確 認)	指 摘 事 項 指 摘 事 項 是 正
		用 地	施 設			
道路法 32 条	道路管理課			R . .	R . .	R . .
	県成田土木			R . .	R . .	R . .
道路法 24 条	道路管理課			R . .	R . .	R . .
	県成田土木			R . .	R . .	R . .
開発道路	道路管理課				R . .	R . .
	工務課				R . .	R . .
上水道	県企業局				R . .	R . .
					R . .	R . .
下水道法 16 条	下水道課			R . .	R . .	R . .
下水道法 24 条	下水道課			R . .	R . .	R . .
ごみ収集場	クリーン推進課				R . .	R . .
消防施設	警防課				R . .	R . .
交通安全施設	交通防犯課			R . .	R . .	R . .
防犯灯				R . .	R . .	R . .
集会施設	市民協働課				R . .	R . .
公園・緑地	公園緑地課				R . .	R . .
敷地内緑地 (緑化協定)				R . .	R . .	R . .
残土条例	環境対策課			R . .	R . .	R . .
その他				R . .	R . .	R . .

都市計画法第 37 条第 1 号 工事完了公告以前の建築又は建設承認申請チェックリスト

※(注)設計図面には、設計者の氏名を記載しなければならない。

申請者名				チェック者						
項	目	適	否	摘	要	欄	備	考	欄	申請者 チェック欄
申 請 書 ・ そ の 他										
1	建築又は建設承認申請書			・正副共申請者朱肉で押印						
2	委任状			・申請者以外が申請行為を代行する場合 ・正副共申請者朱肉で押印			委任事項を記載			
3	開発許可書の写し									
4	その他市長が必要とする図書			・防災計画図書等						
設 計 図 面										
1	開発区域区域図			1/2500 地形図に区域を示す						
2	土地利用計画図			・建築物等の敷地の場所及び建築物等の位置を表示したもの						
3	建築物等の敷地求積図			・敷地の区域, 形状, 面積						
4	建築物等の平面図			1/200 以上 ・構造及び規模(建築物の延べ面積, 建築面積)						
5	建築物等の立面図			1/200 以上 2 面以上						
6	その他市長が必要とする図面			・近接施工図書(建築物と支障となる施設の関連資料等)						
承 認 基 準										
1	承認項目			・支障がないと認めたとき						

承認項目 (該当項目を○で囲む)※市で記載

- 1) 自己の居住の用に供する住宅を目的とする開発行為における建築物の建築
- 2) 自己の業務の用に供する建築物の建築 (特定工作物の建設) を目的とする開発行為の建築物の建築 (特定工作物の建設)
- 3) 公共施設 (道路, 公園, 調整池等) 及び公益施設 (官公署, 地区センター等) の工区を先行的に整備する場合。
- 4) 建設工事との一体施行が必要な宅地造成で, 建築工事と宅地の造成工事とを分離して行う事が物理的に又は施行管理上・品質管理上支障があるもの。
 - ・建築物自体が雨水貯留機能を有する場合
 - ・建築物が擁壁を兼ねる場合
 - ・建築物が擁壁, 管路等の構造物に近接して施工される場合
 - ・雨水貯留施設が駐車場等と兼用されている計画で, 外構工事と一体整備の必要性があり先行して施工出来ない場合
 - ・浸透貯留槽が出入口付近等に計画され先行設置すると工事による破損が危惧される場合
 - ・建築工事中の工事車両等の出入口確保のために擁壁工事等が先行して施工出来ない場合
- 5) その他, 特に必要があると認められる理由のあるもの (ただし, 当該建築行為のため, 開発区域及びその周辺の地域に災害が生じないこと (防塵対策・仮排水設置等))

都市計画法第43条建築許可申請チェックリスト【土地収用法，騒特法又は騒防法による移転を除く】

※(注)設計図面には，設計者の氏名を記載しなければならない。

申請者名				チェック者			
項	目	適	否	摘 要 欄		備 考 欄	
申 請 書 ・ そ の 他							
1	建 築 許 可 申 請 書						
2	委 任 状			・申請人以外が申請行為を代行する場合 ・正副共申請者朱肉で押印		委任事項を記載	
3	住 民 票 等			・個人の場合：住民票 ・法人の場合：法人の登記事項証明 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの		(法人の登記事項証明書については，現在事項全部証明書)	
4	土地の登記事項証明書			・正本には原本を添付 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの			
5	土 地 使 用 承 諾 書			・申請者と土地所有者が異なる場合 ・実印による承諾(印鑑証明を添付)			
6	申 請 理 由 書			・分家住宅の場合は，分家の事由を記載			
7	公共施設管理者同意書			・排水先の同意，道路法の施行・占用許可等			
8	その他の書類(既存建築物の建替えの場合)			・昭和45年の家屋課税または建築確認通知書の写し等 ・線引前の航空写真			
9	その他の書類(分家住宅の場合)			・戸籍謄本、附票(S45以降の移動が確認できるもの)及び家系図(本家と申請者の関係が判断ができるもの) ・誓約書、諸証明(申請者及び両親→市街化区域に土地を有していない旨の証明書，名寄帳) ・農家要件の証明(農家分家の場合)			
10	その他の書類(法34条11号の場合)			・要件を確認できる連たん図(1/2500 地形図に記入)			
11	その他必要とする図書						
設 計 図 面							
1	位 置 図			1/25000 都市計画図に位置を示す			
2	区 域 図			1/2500 地形図に区域を示す			
3	公 図 の 写 し			・申請地を明示 ・調査日が受付日より3ヶ月以内で直近のもの			
4	敷 地 の 現 況 図			・既存建築物の位置を示す			
5	敷 地 の 断 面 図						
6	敷 地 の 求 積 図			・境界杭の種類及び周長を記載			
7	建 築 物 の 配 置 図			1/500 以上 ・接続道路名，幅員，建築基準法の位置付けを記載 ・外構等，計画地盤，境界線名，境界杭の種類を記載			
8	“ 平 面 図			1/200 以上			
9	“ 立 面 図			1/200 以上 2面以上			
10	“ 求 積 図			1/200 以上			
11	給 排 水 平 面 図			1/500 以上			
12	“ 構 造 図			1/50 以上			
13	外 構 の 構 造 図			1/50 以上			
14	がけ及び擁壁の断面図等			1/50 以上			
15	その他必要とする図面						

都市計画法第43条建築許可申請チェックリスト【土地収用法，騒特法又は騒防法による移転】

※(注)設計図面には，設計者の氏名を記載しなければならない。

申請者名				チェック者			
項	目	適	否	摘	要	欄	申請者 チェック 欄
申 請 書 ・ そ の 他							
1	建 築 許 可 申 請 書						
2	委 任 状			・申請人以外が申請行為を代行する場合 ・正副共申請者朱肉で押印		委任事項を記載	
3	住 民 票 等			・個人の場合：住民票 ・法人の場合：法人の登記事項証明 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの		(法人の登記事項証明書については，現在事項全部証明書)	
4	土地の登記事項証明書			・正本には原本を添付 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの			
5	土 地 使 用 承 諾 書			・申請者と土地所有者が異なる場合 ・実印による承諾(印鑑証明を添付)			
6	申 請 理 由 書			・分家住宅の場合は，分家の事由を記載			
7	公 共 施 設 管 理 者 同 意 書			・排水先の同意，道路法の施行・占用許可等			
8	その他の書類(土地収用法，騒特法又は騒防法による移転の場合)			・移転補償対象の土地が確認できるもの(収用証明書，移転証明書，資金証明書等の写し)及び誓約書(印鑑証明を添付) ・(収用)対象建築物の昭和45年の家屋課税又は建築確認通知書の写し等 ・(収用)対象建築物の従前の敷地が確認できるもの(航空写真等) ・諸証明(申請者→市街化区域に土地を有していない旨の証明書，名寄帳) ・申請地が農用地区域及び保安林を含まないことが確認できるもの			
9	その他必要とする図書						
設 計 図 面							
1	位 置 図			1/25000 都市計画図に位置を示す			
2	区 域 図			1/2500 地形図に区域を示す			
3	公 図 の 写 し			・申請地を明示 ・調査日が受付日より3ヶ月以内で直近のもの			
4	敷 地 の 現 況 図			・既存建築物の位置を示す			
5	敷 地 の 断 面 図						
6	敷 地 の 求 積 図			・境界杭の種類及び周長を記載			
7	建 築 物 の 配 置 図			1/500 以上 ・接続道路名，幅員，建築基準法の位置付けを記載 ・外構等，計画地盤，境界線名，境界杭の種類を記載			
8	〃 平 面 図			1/200 以上			
9	〃 立 面 図			1/200 以上 2面以上			
10	〃 求 積 図			1/200 以上			
11	給 排 水 平 面 図			1/500 以上			
12	〃 構 造 図			1/50 以上			
13	外 構 の 構 造 図			1/50 以上			
14	がけ及び擁壁の断面図等			1/50 以上			
15	その他必要とする図面						

※(注)設計図面には、設計者の氏名を記載しなければならない。

申請者名				チェック者						
項	目	適	否	摘	要	欄	備	考	欄	申請者
申請書・その他										
1	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書									
2	委任状					・申請者以外が申請行為を代行する場合 ・正副共申請者朱肉で押印		委任事項を記載		
3	農(林漁)業従事者証明					・農家等の要件が確認できるもの				
4	農地転用許可申請書					・地目が農地で転用許可が必要な場合には、農業委員会の受付印のある転用申請書の写し				
5	住民票等					・正本には、原本を添付 ・農家住宅の場合は、世帯全員の住民票 ・農業用倉庫の場合は、申請者の住民票 ・法人の場合は、法人の登記事項証明書 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの		(法人の登記事項証明書については、現在事項全部証明書)		
6	土地の登記事項証明書					・正本には、原本を添付 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの				
7	土地の使用承諾書					・申請者と土地所有者が異なる場合 ・実印による承諾(印鑑証明を添付)				
8	申請理由書									
9	公共施設管理者同意書					・排水先の同意、道路法の施行・占用許可等				
10	その他市長が必要とする図書					・農家住宅の場合は、申請者世帯全員の名寄帳もしくは居住用建築物を有していないことの証明書 ・土地収用法等による移転の場合、移転補償対象の土地が確認できるもの(収用証明書、移転証明書、資金証明書等の写し)及び誓約書(印鑑証明を添付)				
設計図面										
1	位置図					1/25000 都市計画図に位置を示す				
2	区域図					1/2500 地形図に区域を示す				
3	公図の写し					・申請地を明示、調査日は受付日より3ヶ月以内で直近のもの				
4	敷地現況図					・既存建築物がある場合は明示				
5	敷地の求積図					・境界杭の種類及び周長を記載				
6	建築物の配置図					1/500 以上 ・接続道路名、幅員、建築基準法の位置付けを記載 ・外構等、計画地盤、境界線名、境界杭の種類を記載				
7	平面図					1/200 以上 ・農業用倉庫の場合は利用形態を表示				
8	立面図					1/200 以上 2面以上				
9	求積図					1/200 以上				
10	給排水平面図					・予定建築物の配置図と兼用可				
11	構造図					1/50 以上				
12	外構の構造図					1/50 以上				
13	造成計画平面図					・造成工事が無い場合は、建築物の配置図に造成工事が無い旨を記載				
14	断面図									
15	がけ及び擁壁の断面図等					1/50 以上				
16	既存建築物の平面図等					・既存建築物が残る場合は、建築・延床面積及び構造を表示				
17	その他市長が必要と認める図面									

省令第 60 条の証明書交付申請チェックリスト【農林漁業用建築物を除く】

(法第 29 条、法第 43 条許可不要(法第 29 条第 1 項第 2 号、法第 43 条本文(29-1-2)以外))

※(注)設計図面には、設計者の氏名を記載しなければならない。

申請者名				チェック者				
項	目	適	否	摘	要	欄	備考欄	申請者 チェック欄
申 請 書 ・ そ の 他								
1	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書			・正副共申請者朱肉で押印				
2	委任状			・申請者以外が申請行為を代行する場合 ・正副共申請者朱肉で押印			委任事項を記載	
3	住民票等			・正本には、原本を添付 ・個人の場合：住民票 ・法人の場合：法人の登記事項証明書 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの			(法人の登記事項証明書については、現在事項全部証明書)	
4	土地の登記事項証明書			・正本には、原本を添付 ・受付日より3ヶ月以内で直近のもの				
5	土地の使用承諾書			・申請者と土地所有者が異なる場合 ・実印による承諾(印鑑証明を添付)				
6	申請理由書							
7	既存建築物に関する書類			・昭和45年の家屋課税又は建築確認通知書の写し等 ・線引前の航空写真				
8	公共施設管理者同意書			・排水先の同意、道路法の施行・占用許可等				
9	その他市長が必要とする図書							
設 計 図 面								
1	位置図			1/25000 都市計画図に位置を示す				
2	区域図			1/2500 地形図に区域を示す				
3	公図の写し			・申請地を明示、調査日は受付日より3ヶ月以内で直近のもの				
4	敷地現況図			・既存建築物がある場合は明示				
5	敷地の求積図			・境界杭の種類及び周長を記載				
6	建築物の配置図			1/500 以上 ・接続道路名、幅員、建築基準法の位置付けを記載 ・外構等、計画地盤、境界線名、境界杭の種類を記載				
7	平面図			1/200 以上				
8	立面図			1/200 以上 2面以上				
9	求積図			1/200 以上				
10	給排水平面図			・予定建築物の配置図と兼用可				
11	構造図			1/50 以上				
12	外構の構造図			1/50 以上				
13	造成計画平面図			・造成工事が無い場合は、建築物の配置図に造成工事が無い旨を記載				
14	断面図							
15	がけ及び擁壁の断面図等			1/50 以上				
16	既存建築物の平面図等			・既存建築物が残る場合は、建築・延床面積及び構造を表示				
17	その他市長が必要と認める図面							

成田市手数料条例 別表第15

都市計画法(昭和43年法律第100号)関係手数料

手数料の種類	区分	金額	
開発行為許可申請手数料	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 8,600円	
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 22,000円	
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 43,000円	
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 86,000円	
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき 130,000円	
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき 170,000円	
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき 220,000円	
	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき 300,000円	
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 13,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 30,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 65,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 120,000円
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき 200,000円
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき 270,000円
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき 340,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき 480,000円
	その他の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 86,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 130,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 190,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの		1件につき 260,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの		1件につき 390,000円	

	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき 510,000円	
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき 660,000円	
	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき 870,000円	
開発行為変更許可申請手数料		1件につき 次に掲げる額を合算した額(その額が870,000円を超える場合にあっては、870,000円) ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) 開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、開発行為許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更新たに編入される開発区域の面積に応じ、開発行為許可申請手数料の額 ウ その他の変更 10,000円	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料		1件につき 46,000円	
予定建築物以外の建築等許可申請手数料		1件につき 26,000円	
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 6,900円	
	敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 18,000円	
	敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 39,000円	
	敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 69,000円	
	敷地の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき 97,000円	
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	1件につき 1,700円	
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの	開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1件につき 1,700円
		開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき 2,700円
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、その他のもの	1件につき 17,000円	
開発登録簿の写しの交付申請手数料		1枚につき 470円	